

宋代の「類書」と「資料集成」

前號に引き續き、曾貽芬・崔文印著『中國文獻學史述要』の編譯を行う。「說《古今圖書集成》」（本誌第四十三號）、
「《永樂大典》概說」（本誌第四十四號）に引き續き、「類書」に關する論考を檢證することを目的とするため、今回は
「宋代的類書及其他資料匯編」（原著二五三〜二七四頁）の篇を取り上げた。（山口謠司 記）

曾貽芬・崔文印 原著

山口謠司

石川 薰

洲脇武志 編譯

宋代は官民を問わず多くの類書が編纂され、またその性質も百科事典的性質を備えたものや、特定のテーマにそって
あつめられたものなど様々であり、かつ類書とは言えないまでも、資料の収集を目的とした書物が編纂されるなど、中
國文獻學史上考察に値する時代だと言えるであろう。

一、官撰類書

北宋の太宗・眞宗時代には、三つの官選類書が編纂された。『太平廣記』・『太平御覽』・『冊府元龜』である。

『太平廣記』五百卷と『太平御覽』一千卷は、太宗の太平興國二（九七七）年三月、同時に撰修の詔が下された。その編纂に携わった者は、翰林學士李昉、扈蒙、左補闕知制誥李穆、太子少詹事湯悅、及び徐鉉、張洎、李克勤、宋白、陳鄂、徐用賓、吳淑、舒雅、呂文仲、阮思道の計十四人である。この撰修の詔は、

以前代『修文御覽』・『藝文類聚』・『文思博要』及諸書、分門編爲一千卷。……又以野史・傳記・小説・雜編爲五百卷。^(注二)

と言うもので、「野史・傳記・小説」を専門に収録した五百卷は、翌年の八月に完成した。これが『太平廣記』であり、宋の三大類書のうち、最も早くに完成した。

『太平廣記』は、神仙・報應・知人・貢舉・雜傳記・雜錄など九十二類に分かれている。なかには、収録する事目を直接に記している類もある。例えば、「神仙一」は、老子、木公、廣成子、黃安、孟岐という五條の事目について直接記している。また、まず子目を記してから事目を記しているものもある。例えば、「婦人二、三、四」は、順に、賢婦、才婦、美婦人、妬婦、妓女など五つの子目を記し、各子目の下に、事目を記している。各條の事目は、いずれも原文を摘録し、出典を明記している。例えば、上述した「神仙一」の諸條は、それぞれ『神仙傳』・『神仙傳拾遺』・『洞冥記』の三書から引用されている。

『太平廣記』には、冒頭に「太平廣記引用書目」があり、引用圖書三百四十三種を記している。しかし、この數字は

正確ではなく、「書目」に記されているのに引用されていない文献は十五種、「書目」に記されていないが実際には引用されている文献は百四十七種ある。つまり、『太平廣記』が実際に引用している宋および宋以前の稗官小説は、全部で四百七十五種類である。これらの書物は、現在、半数以上が散逸しており、この点だけでも、『太平廣記』の今日における価値は明らかである。

『太平廣記』は、太平興國三（九七八）年八月に上奏されて、その後は、王應麟『玉海』は「六年、詔令鏤版」と言うが、^(注二)それに續けて、「『廣記』鏤本領天下、言者以爲非學者所急、收墨板藏太清樓」と注がある。こういった事情が『太平廣記』の流布に多少の影響を與えはしたが、『太平廣記』の収録作品は、全て古代の稗官小説であるため、多くの民衆に喜ばれ、民間の藝人、特に「説話人」（^(注三)講談師）の多くは、「幼習『太平廣記』」といった状況であった。北宋末になって、蔡蕃は、『太平廣記』を抜粹し、『鹿皮事類』、『文類』各三十巻を編集した。これは、『太平廣記』の最初の節略本である。また南宋の尤袤『遂初堂書目』は、『京本太平廣記』を著録している。これは、『太平廣記』初版の印刷以來、顧みられなくなったにも関わらず、幅廣い讀者層が存在し、流布したことを十分に證明している。

『太平廣記』と同時に撰修された『太平御覽』は、原名を『太平總類』という。太平興國八（九八四）年に成立してから、太宗は、「今日進三卷、朕當親覽焉^(注四)」と言い、その結果、「史館新纂『太平總類』一千卷、句括群書、指掌千古、頗資乙夜之覽、何止名山之藏。用錫嘉稱、以傳來裔、可改名『太平御覽』^(注五)」と詔を下し、改名したのである。

『太平御覽』は、天・地・皇王から菜・香・藥・百卉まで、五十四部に分かれ、各部はいくつかの子目に分かれている。例えば、天部は、元氣・太易・太初・太始・渾儀・雲・霹靂・噎など三十九の子目に分かれている。『太平御覽』には計四千五百五十八の子目があり、各子目の下には時代順に関連資料が引用されている。例えば、天部「太始」條には、順に『易乾鑿度』・『帝王世紀』・『楚辭』天問篇（王逸注含む）・張衡『玄圖』・阮籍『大人先生傳』を引用している。

引用された資料は、出典が明記され、また、大部分が原文をそのまま引用していて、比較的文章の省略や改正が少ない爲、資料集としても優れており、使用者に大きな利益を與えている。

『太平御覽』は、千六百九十種類（詩や賦の引用も含めれば二千八百種類以上）の書物を引用しているが、こうした書物のうち、七、八割はすでに散逸している。例えば、農業の生産技術に関する著述『范子計然』と『汜勝之書』は、いずれも『齊民要術』に先立つ事數百年であるが、現在では共に散逸している。しかし、『太平御覽』に引用されたおかげで、部分的に保存されて、我々はそこから書物の一端を知ることができる。また、崔鴻『十六國春秋』は、司馬光の引用には見えない。これは、司馬光がこの書を見たことがないことを示しているが、『太平御覽』は四百八十條以上引用しており、これにより『十六國春秋』がいかなる書物であったかある程度理解することができる。

『太平御覽』の引用の仕方は、全體的にかなり工夫されており、決して古い類書の方法をそのまま踏襲していない。例えば、北周の宗懔『荊楚歲時記』は唐代の『初學記』・『藝文類聚』などの類書に、引用されているが、『初學記』・『藝文類聚』の引用文には、共通の缺點がある。それは、本文と注釋を續けて書いて、兩者を區別していないため、本文と注釋を識別できないことである。しかし、『太平御覽』は、『荊楚歲時記』を引用する際には、上述の缺點を克服し、本文と注釋をきちんと區別して引用している。『太平御覽』は編纂される際、以前の類書を參酌し採録する場合でも、ただ引き寫すだけでなく、きちんと多くの引用文を原典と照合している。この點は、十分に評價すべきである。もちろん、『太平御覽』も、文献の引用において、不足や誤りがないわけではない。この點について、次の三つの點に注意する必要がある。

①引用文献の書名が統一されていない。

例えば、「太平御覽經史圖書綱目」（原注：引用文献の目録）には、無名氏『宋永初古今山川記』と劉澄之『宋初古今

『山川記』の二部がある。卷四八「羊山」條を調べてみると、『宋永初山川記』を引用し、卷四九「昭山」條、卷一六四「涇州」も同様である。また、卷六五「滄浪水」條は、『永初山川記』を引用し、卷一六九「灰州」條も同様である。卷一八三「居處部」は、劉澄之『宋初古今山川記』を引用している。これらの書名は、「圖書綱目」の記載とは異なっている。このような事態になった可能性として一番考えられるのは、「圖書綱目」所載の二書は、もともと一部の書物で、引用するとき、書名が省略、改正され、誤りが生じて二部になったということである。省略、改正の状況からは、いったいどの書物を引用したのか断定するのは難しい。

② 篇名が書名の如く記されている。

例えば、「圖書綱目」に記されている「立後土國語」・「諷諫木國語」・「見君大韓子」・「殺諫庚符子」は、書名ではなく篇名のようなものである。『晉書』州郡志・『宋書』州郡志などは、明らかに篇名であり、書名と一緒に記すべきではない。③ 書名が抜けている引用文がある。

例えば、卷二七一は、劉向『新序』を引用した後に、「又曰」と記して、「樂毅以弱燕破強齊七十餘城者、齊無法故也……近者、曹操以八千破袁紹五萬者、袁無法故也……」と引用している。この「又曰」は、通例によれば、續けて劉向『新序』を引用しているはずである。では、前漢末年の人間である劉向が、どうやって後漢末年の曹操と袁紹の戦いを豫知できようか。「又曰」以下は、明らかに別の書物からの引用であり、この箇所は書名が抜け落ちている。しかし、多くの人によって編纂された大著である事を考えれば、こうした誤りがあっても、別に不思議ではない。

『太平御覽』と『太平廣記』は、それぞれ獨立はしているが関連し合う書物である。宋の鄭樵は、『御覽』之外、采其異而爲『廣記』^(注六)と記している。明の談愷は、嘉靖丙寅（嘉靖四十五年、一五六六）に『太平廣記』を刊刻したとき、書前に「夾漈鄭樵、乃謂『太平御覽』別出『廣記』、專記異事。樵自謂博雅、不知於『實錄』『會要』諸書會考訂否」^(注七)と

言い、鄭樵は考證不足であると言っている。實際の所、鄭樵は、間違った事は述べていない。前述した通り、詔書は、「以前代『修文御覽』『藝文類聚』『文思博要』及諸書、分門編爲一千卷。又以野史・傳記・小説・雜編爲五百卷」と明言しており、これを見れば鄭樵の言と一致していることがわかる。談愷は、鄭樵の言を曲解し、「之外」を「別出」に變えたため、『廣記』は『御覽』に從屬しているという意味が含まれてしまった。これでは、鄭樵の言わんとする事は合わない。確かに『太平御覽』と『太平廣記』は、収録する資料の範圍をそれぞれ分擔しており、しかも、下された詔書は一通のみであるから、二書に密接な關係がある事は間違いない。しかし、今まで見てきたようにこの二書がそれぞれ獨立している書物であることは明らかで、この點に關しては疑問の餘地もない。鄭樵の『通志』藝文略は、『太平御覽』と『太平廣記』を著録しており、ここからも鄭樵は、この二書の關係を十分に理解していることがわかる。逆に、談愷にこそ考證不足の點があるといえる。

宋代に編纂された第三の類書『冊府元龜』は、かなり特殊な類書である。それまでの多くの類書が、百科事典的性質を備えていると言うなら、『冊府元龜』は、特定のテーマに基づいて編纂された類書と言える。この様な特定のテーマを持つ類書の出現は、類書編纂史上、大きな發展である。

『冊府元龜』は、當初『歷代君臣事跡』と命名される豫定であった。ところが宋の眞宗は、「朕編此書、蓋取著歷代君臣德美之事、爲將來取法」と『冊府元龜』編纂の意義を述べている。豫定を變更して『冊府元龜』と命名したのは、「取法」、つまり、龜鏡の意味を強調する爲である。

『玉海』卷五四「景德冊府元龜」條には、「景德二（一〇〇五）年九月丁卯、命資政殿學士王欽若・知制誥楊億修歷代君臣事跡」とあり、相前後して撰修に携わった者には、錢惟演、刁衍、杜鎬、戚綸、李維、王希逸、陳彭年、姜嶼、陳越、宋貽序、陳從易、劉筠、查道、王曉、夏竦、孫奭などがいる。撰修の順序は、「令惟演等各撰類目、送欽若暨億參

詳、欽若等又自撰集、上用欽若等所撰爲定、有未盡者、奉旨增之^(注九)」であつた。宋の眞宗は、自ら編纂に携わつたため、特に、「編修官供帳欽榔皆異常等^(注十)」と命じている。

『冊府元龜』は全部で千卷あり、帝王・閏位・僭僞・列國君・儲宮・宗室・外戚・宰輔・將帥・臺省・邦計・憲官・諫諍・詞臣・國史・掌禮・學校・刑法・卿監・環衛・銓選・貢舉・奉使・內臣・牧守・令長・宮臣・幕府・陪臣・總錄・外臣の計三十一部に分かれている。各部はさらに細かく分かれており、それらは「門」と呼ばれていて、全部で千百二十七門ある。眞宗の序と『玉海』は、千百四門と記し、明刊本では、千百十六門と記して「門」數を間違えている。恐らく『冊府元龜』が大著である爲に數えるのが大變で、數え間違ひをしたのであろう。

『冊府元龜』の内容は幅廣く、「粵自正統、至于閏位、君臣善跡、邦家美政、禮樂沿革、法令寬猛、官師議論、多士名行、靡不具載、用存典刑^(注十一)」といった内容である。體裁は、各部に總序があり、各門にも小序がある。總序は、各部のさまざまな事跡の筋道を述べ（「言其經制」）、小序は、各門の内容を論じて（「述其指歸」）、一篇の内容の評論や提要に相當するもので、各項目の概要を把握させる役割を擔っている。『冊府元龜』の冒頭は「帝王部」で、五徳の繼承を主として、歴代王朝の交代を敘述している。現代では、所謂「五行相生説」に基づいた王朝革命思想を取るべきではないが、この王朝交代の敘述は、その様な缺點があつたとしても小史と言えるしつかりとしたものである。例えば、「唐氏承統、盛徳在土……朱梁建國……不當正位……晉承唐後、是爲金徳、漢氏承晉、實當水行……」は、「五行」という迷信的な考え方の部分を取り除けば、王朝交代をきちんと説明している文章である。

小序の多くは、きわめて簡明である。例えば、「帝王部」の「年號門」の小序には、「……逮漢之文景、始有前後之稱、施及孝武、肇創建元之號。厥後、或章述徳美、昭著祥異、或弭滅厭勝、計功稱伐。或一號而不易、或一歲而屢改……斯乃前王因時立制、後代沿襲而不可易也」とある。この小序は、年號の創始や年號選擇の理由などを明確に述べ、「年號

門」の主な内容を簡潔に示している。また、具體的な年號について、『冊府元龜』は、関連資料を引用して、改元の原因を説明し、さらに、各年號の年數を示している。例えば、「漢文帝即位十七年、改元後元年。（注：新垣平侯日再暈、以爲吉祥、故改元、以來延年之祚作也。）盡七年」とある。また、「（武帝）元鼎元年。（注：得寶鼎、故因是改元。）盡六年」とある。ここで先に引用されている注釋は、張晏の『漢書』注であり、後の注釋は、應劭の『漢書』注である。しかし、『冊府元龜』は、出典を明記していない。

『冊府元龜』の編纂に携わった人々は、引用文献の範圍とその原則について討論している。これは、『冊府元龜』を理解する上で、非常に重要な點である。そこで討論内容を具體的に見ていきたい。王欽若は、『南史』・『北史』にある「索虜」・「島夷」という呼稱を、ほかの名稱に變えたいと考えたが、王旦は「舊史文不可改」だと考えた。趙安仁は、王旦に贊同し、「杜預注『春秋』、以『長曆』推甲子多誤、亦不敢改、但注云日月必有誤」と提案した。最終的に、詔書により引用文を改變する場合は「欲改者注釋其下」と規定され、さらに、引用する書物の範圍については「凡所錄、以經籍爲先」と規定された。また、楊億は群書のうち、『西京雜記』や『明皇雜錄』などは、著述内容が非常に雑多で、經史と同列に扱うことはできないため、採録すべきでないと考えた。最終的には、「以『國語』・『戰國策』・『管子』・『孟子』・『韓非子』・『淮南子』・『晏氏春秋』・『呂氏春秋』・『韓氏外傳』與經史俱編」と確定された。(注十三)歴代の類書（例えば『修文御覽』など）については、編纂官に選ばれたものだけが採録（採摭銓擇）された。この引用文献に関する問題については、次の四點に注目する必要がある。

- ① 引用文献は、經部を先にする。
- ② 原文をそのまま採録し、修正する場合は必ず「注釋其下」する。
- ③ 著述内容が雑多な書物は選ばず、比較的系統だった著述を選ぶ。

④ 先行する類書については、適切に選ぶ。

實際のところ、『冊府元龜』の撰修は、確實に以上の原則に則っている。陳垣氏は、

『冊府元龜』に採録する文献は、基本的に「正史」を主とし、閒々經書や諸子を引用するが、小説や逸聞は採録しない。だから『楓窓小牘』は、「開卷皆目所常見、無罕覯異聞、不爲藝林所重」と言うのである。^(注十四)

と述べている。正史を基礎資料とする類書であれば、「小説や逸聞は採録（不采話部）」せず、「希覯や異聞が無い（無罕覯異聞）」のは、決して缺點とはならず、逆に『冊府元龜』の資料収集方法が嚴格であることを示している。

前述の通り、宋の眞宗は、『冊府元龜』の編纂をきわめて重視して、編修官を厚遇すると同時に、その期待ゆえか厳しい要求もしている。景德四（一〇〇七）年十二月、眞宗は、「起自今後、初修官至楊億、各依新式、递相檢視。内有誤脫、門目不類、年代帝號失次者、竝署、仍書逐人名下、隨卷奏知、異時比較功程等第酬賞、庶分勤惰」と命じている。^(注十五)このほか、彼は、具體的な資料の處理について、しばしば自分の意見を出している。大中祥符三年（一〇一〇）二月、眞宗は、王欽若に親書を與え、

作覽『君臣事跡』進草「將帥部」・「仁愛門」、若以贖還俘略、振郵飢饉……斯數事近乎仁愛矣。如張揚爲大司馬、性仁和無威刑、部下人謀反發覺、對之涕泣、輒原不問。令衆官評品、謂之仁愛、斯則異矣。且將帥之體、與牧宰不同、以威禁暴、以刑止殺、先之以號令、而下知惧。均之以甘苦、而衆不携。今謀反發覺、輒原不問、而又對之涕泣、愈非將帥之事也。^(注十六)

と述べている。眞宗の意見の是非についてはひとまず置くとして、彼は資料の具體的な處理について意見を出していた。この事例も、眞宗がいかに『冊府元龜』の編纂を重視していたかを物語っている。

また陳垣氏は、

『冊府元龜』には史料が豊富にあり、上古から五代まで、事件や人物ごとに分類、編纂し、全部で千百餘りの門があり、「十七史」全てを概括している。そこに引用される史書は、いずれも北宋以前の古本であるため、史書を校訂することも、補足することもできる。

と述べ、具體例を挙げて説明している。

『魏書』には、宋の南遷以來、落丁がある。嚴可均輯『全後魏文』の卷三八「劉芳上書言樂事」は、『魏書』樂志からたった一行、「原有闕頁」という注釋を引用しているだけである。また、盧文弨『群書拾補』も、『魏書』のこの頁は「無從考補」として、『通典』からわずか十六字を補足しているだけである。しかし、『冊府元龜』卷五六七には、この頁の全文がある。

こういった事例からも、『冊府元龜』の價值の一端を窺える。

ただし、『冊府元龜』には、出典を記しないという最大の缺點がある。これは恐らく、その資料収集の慎重さと關係があるのだろうが、いずれにせよ、出典を明記していないために、『冊府元龜』の使用者に不便をもたらしている。何故なら、「十七史」を熟讀している人でも、『冊府元龜』に引用される各條の出典をそんなにはっきりと指摘するのは不可能だからである。また、引用文の中にも誤りがある。例えば、唐代には上元という年號が二つあり、一つは高宗（李治）の時、もう一つは肅宗（李亨）の時である。しかし、『冊府元龜』卷九八〇は、高宗の上元を間違つて肅宗の上元にとしている。また、卷九六七は、拓拔思恭を吐土渾と記している。これは、『宋史』夏國傳、『新舊唐書』黨項傳と一致しない。何故この様な間違いを犯したかは不明である。『冊府元龜』の誤りは、まだ挙げられるが、その割合はさほどではなく、他の類書と比較すると、むしろ誤りはかなり少ないのである。この點を十分評價するとともに、『冊府元龜』が文獻引用の出典を明記していないことが、利用する上で大きな影響を與えている點にも注意する必要がある。も

し、『冊府元龜』が出典を明記していたなら、『魏書』の落丁が長い間発見されないはずはないだろう。『冊府元龜』の事例は、逆説的に文献資料の編集時における出典明記の重要性を示している。

二 個人の類書

宋代の私撰類書のうち、大きな影響力があったものは、吳淑『事類賦注』・高承『事物紀原』・潘自牧『記纂淵海』・王應麟『玉海』の四書である。

吳淑『事類賦注』は、新境地を開いた類書である。天・歳時・地・寶貨・樂・服用・什物・飲食・禽・獸・草木・果・鱗介・蟲の計十四部に分かれ、各部はいくつかの子目に分かれている。例えば、天部は、天・日・月・星・風・雲など十二の子目に分かれている。書物全體では、子目は全部で百ある。この様な部の分け方と子目の設け方は、いずれも從來の類書と同じである。ただ、これまでの類書は、子目を置いてそこに關連する資料を羅列しただけであったが、吳淑『事類賦注』は、このようなやり方を改め、子目に關連する資料を用いて賦を作り、その賦に注釋を付けることにより各句に含まれる典故を指摘している。つまり、『事類賦注』は、まず子目ごとに賦を作り、それから關連資料を注釋形式で書き加えているのである。また『事類賦注』の子目は、全て天・地・日・月など一字であるため、『一字題賦』とも呼ばれている。『事類賦注』と從來の類書とは以下の相違點がある。

- ① 單純な資料の羅列ではなく、著述の形式(賦)を用いている。
- ② 資料を選択したら、著述の形式(賦)と關連する様な資料のみ記し、賦と關係のない資料は記さない。
- ③ 實際に賦を作り古典を利用した作品例を提供することによって、模倣・學習しやすくなり、類書の實用的價值を高め

ている。

④収録されている賦も、単純なデータバンクではなく、鑑賞に耐えうる作品である。

吳淑は、「伏以類書之作、相沿頗多、蓋無綱條、率難記誦。今綜而成賦、則煥焉可觀^(注十八)」と述べ、賦を作った目的を明示している。

ちなみに『事類賦注』には、もともと注はなく、淳化年間に進呈されてから、「太宗嘉其精贍、因命注釋之^(注十九)」という経緯を経て現在の形式になった。

『事類賦注』の後、北宋において影響のあった私撰類書は、高承『事物紀原』である。これも、独自の境地を切り開いた類書である。陳振孫『直齋書錄解題』は、「『事物紀原』二十卷、不著名氏。『中興書目』作十卷、開封高承撰、元豐中人。凡二百十七事。今此書多十卷且數百事、當是後人廣之耳」と記している。ここから、『事物紀原』は、南宋のとき、すでに増補され、高承の原書本来の姿ではなかったことがわかる。我々が現在目にして『事物紀原』は、この増補本だが、巻数は原書に合わせて十巻のままである。

『事物紀原』は、天地生植・經籍藝文・橫行武列・農業陶漁など五十五部に分かれ、各部に子目を置き、計千七百六十五の子目がある。以上の點は、『事物紀原』と從來の類書の共通點、共通性である。しかし『事物紀原』は、子目に、ただ資料を引用したり、賦を作ったりするのではなく、事物の起源を探ろうと苦心している。つまり、子目の由來・起源を説明する資料を重點的に引用している。例えば、卷一「天地生植部」の「日月」條は、『帝王五運曆年紀』の「盤古死後、左眼爲日、右目爲月」や『山海經』の「東南海之外、甘水之間、有羲和之國、有女子曰羲和。羲和者、帝俊之妻、之生十日」を引用し、さらに、「羲和、蓋天地始日月者也」という郭璞の注を引用している。これらの資料は、見解や視點は異なるが、いずれも、日月の起源を説明している。また、卷八「舟車帷幄部」の「寒食」條も、二種類の資

料を引用している。一つは、陸翹『鄴中記』で、「竝州之俗、以冬至後一百三日、爲介子推斷火、冷食三日、作乾粥食之、中國以爲寒食」とある。もう一つは、『荆楚歲時記』で、「去冬至一百五日、卽有疾風甚雨、謂之寒食」とある。兩者内容は異なるが、いずれも、寒食の本義と起源を説明している。『事物紀原』の資料選擇の特徴は、大體以上の通りである。ここで注目すべきは、『事物紀原』は、現代辭書の基本的な様式を既に備えていることである。

南宋になると、藩自牧『記纂淵海』が、さらに独自の境地を開き、古い類書の形式を超えようとした。彼は、

前輩類書其于記事提要者詳矣、而纂言鈎玄尙有未滿人意、遂使觀者如循一轍之跡、若守一隅之指、拘系牽連、往往凝滯于事實之內、而不能推移變化于言意之表、此『記纂』之作非得已而不可已者歟。(注二十一)

と述べ、明確に古い類書の様式を超えることを自らの務めと考え、『記纂淵海』を撰述して、この願いを實現しようとする努力している。

『記纂淵海』百九十五卷は、論議・性行・識見・人倫・人道・人情・人事・人已・物理・敘述・接物・問學・言語・政事・名譽・著述・生理・喪紀・兵戎・釋・仙道・闡議の二十二部に分かれ、各部に子目を設け、「門」と稱している。藩自牧は、「凡爲部二十有二、爲門一千二百四十有六」で(注二十一)「合二百三十六卷」と述べているが、この宋本を調べてみると、百九十五卷しかない爲、その子目も千百九十五しかない。

『記纂淵海』は、子目に、經・子・史・傳記・集・本朝の順で関連資料を引用している。これら資料の目的は、子目の解釋ではなく、單なる説明である。諸書の中のごうした記載は、いずれも子目の表題を用いて概括できる。卷十五「論議部」の「小不足以知大」門を例に挙げてみよう。經書は『論語』の「公山弗撫以費畔、召子、欲往、子路不悅……」と「子見南子、子路不悅」の二條を引用し、子部は『孟子』告子下の「君子之所爲、衆人固不識也」・『列子』仲尼篇の「智者之言、固非愚者之所曉」・『莊子』逍遙游篇・『荀子』正論篇・『淮南子』の「使桀堯猶以昇量石」などを引用し

ている。史書は『史記』陳涉世家の「燕雀安知鴻鵠之志」・『前漢書』・『後漢書』・『資治通鑑』漢獻紀・『韓詩外傳』・『山海經』序など、集部は、『文選』宋玉對楚王問・郭景純「遊仙詩」及び「放歌行」・李白「大鵬賦」・劉禹錫「呂溫文集序」・韓愈「原道」などを引用している。なかでも、「本朝」部分は、王安石の「蜉蝣蔽朝夕、蟪蛄知春秋」・「蟻蟻何足知天高」と蘇軾の「鶻疑鵬萬里、竄笑夔一足」を引用しており、この例からも窺える様に内容は豊富で、配列も秩序立っている。『記纂淵海』は、古い類書の「往往凝滯于事實之内、而不能推移變化于言意之表」という不足点がある程度解決し、一を聞いて十を知るといふ具合に、變化を連想させていく効果を上げている。

『四庫總目提要』は、『記纂淵海』は、天道、地理、人事について詳しいが、物類について簡單」、つまり「詳其大而略其細」だとし、さらに「其中性行、議論、諸部子目未免瑣碎、然亦不失爲賅備也」と述べている。この評價は妥當であらう。

宋代の私撰類書のうち、最も影響力があるのは『玉海』である。

『玉海』二百四卷は、王應麟によって編纂された。王應麟の著作は豊富で、『宋史』卷四三八の本傳によれば、他にも『深寧集』百卷・『玉堂類稿』二十三卷・『掖垣類稿』二十二卷・『困學紀聞』二十卷など二十二の著作がある。

『玉海』は、天文・律曆・地理・帝學・聖文・藝文・詔令・禮儀・車服・器用・郊祀・音樂・學校・選舉・官制・兵制・朝貢・宮室・食貨・兵捷・祥瑞・辭學指南の二十二部に分かれている（原注：「辭學指南」は附録であり、二十二の部類には含まれないという者もいるが、實際には、附録ではなく、『玉海』の有機的構成部である）。一般の類書と同じく、部の下は子目が置かれている。例えば、「天文」部には、天文圖・天文書・儀象・圭景という四つの子目が置かれ、全體では二百六十六の子目がある。『四庫總目提要』卷一三五は『玉海』を次の様に評している。

宋自紹聖置宏詞科、大觀改詞學兼茂科、至紹興、而定爲博學宏詞之名、重立試格、于是南宋一代通儒碩學多由是出、

最號得人。而應麟尤爲博洽、其作此書、卽爲詞科應用而設、故臚列條目、率巨典鴻章、其采錄故實、亦皆吉祥善事、與他類書體例迥殊。然所引自經・史・子・集・百家傳記、無不賅具、而宋一代之掌故、率本諸實錄・國史・日曆、尤多後來史志所未祥。其貫串奧博、唐宋諸大類書未有能過之者。

『玉海』は、まさしく「與他類書體例迥殊」という類書であり、その特徴は以下の通りである。

一、部類は、他の類書と相違点が多い。

他の類書は、項目は多ければいいといった風で、その数は数千類に上るものさえある（例えば、『太平御覽』には四千以上の子目がある）。しかし、『玉海』は、天文・地理・國典朝章に限っている。王應麟は、「今之事舉子業者、沽名譽、得則一切委棄、制度典故漫不省、非國家所望于通儒」と述べている。^(注十三)その爲、『玉海』は、「制度典故」を強調し、煩瑣な部分は比較的少ない。

二、實用性を重んじている。

例えば、「辭學指南」四卷には、編題・作文法・誦書・編文・制・誥・詔・表・檄・露布・箴・銘・記・贊・頌・序・試・卷式・題名・宏詞所業という二十の子目があり、全て各種文章の書き方を敘述している。これは、舊中國における知識人が封建王朝に仕えるときの基本的技能であり、また彼らが官途に進むための必修課程である。例えば、「編題」とは、書物を講讀して筆記し知識を蓄える方法である。こうした方法は、王應麟が先人から得たものや自らの實踐を踏まえてまとめたものである。彼自身の讀書と資料蓄積の方法は、「毎以小冊納袖中、入祕府、凡見典籍異文則筆錄之、復藏袖中而出」^(注十四)といったものであった。更に、各條の重要な資料に題目を付けている。これは「初編」と呼ばれる。資料が蓄積されたら、同じ、或いは類似した資料を編集している。これは「編題」と呼ばれる。「辭學指南」の冒頭では、以上の様な内容を述べているが、その意圖は明らかである。何故なら、それは、最も基本的な作業だからである。

『玉海』は、特に「藝文」部を設立しており、これも實用的な視點から出發している。

『玉海』の「藝文」部は二十八卷あり、子目は四十四ある。各子目に、小序があり、その子目の概説が書かれている。例えば、『論語』の小序には、程子の『論語』之書成于有子、曾子之門人と鄭玄の「仲弓・遊・夏等撰定」いう言葉を引用して、『論語』について解説している。さらに、邢昺「正義」の言を引用して、初期の『論語』は「以口相傳受、故經焚書而獨存」であったと指摘している。これらの引用文は『論語』の成立状況を簡潔に紹介しており、この子目を理解する上でも、明らかに必要なものである。

最も注意すべき點は、『玉海』「藝文」部の圖書目錄は、一般的な目錄や正史の藝文志とは異なることである。一般的な目錄や藝文志は、いずれも一部を一單位として、書名・卷數・作者などを記しており、なかには、提要を作ったり、考辨を記すものもある。しかし、『玉海』「藝文」部の圖書目錄は、一部を一單位とするのではなく、一つの編題を著録の單位としている。例えば、「漢史記」という編題では、まず『漢書』司馬遷傳を引用して、司馬遷の『史記』撰述の經過を述べ、續けて『漢書』藝文志の「十篇有錄無書」という箇所を引用して、馮商の續編『太史公七篇』について觸れている。さらに、『唐志』を引用して、裴駟『集解』八十卷、司馬貞『索隱』三十卷、張守節『正義』三十卷、竇祥『史記名臣疏』二十四卷、王元感・徐堅・李鎮・陳伯宣注韓琬『續史記』百三十卷、葛洪『史記鈔』十四卷などを著録し、最後に、劉知幾『史通』を引用して、褚先生が補足した『史記』諸篇を評している。これを見ると、この編題の中には、『史記』があり、『史記』の續篇、補篇も多數あり、さらに、音義・索隱・正義など諸家の注釋もある。特筆すべき點は、『玉海』「藝文」部は、書名を記すだけでなく、その書物に關する重要な資料を提供していることである。王應麟は、圖書目錄と關連資料を有機的に結びつけており、圖書目錄の作成において、新機軸を打ち出したと言えよう。

三、簡明さを重視し、資料を並べ立てない。

「藝文」部を例に挙げれば、「漢冠蓋里銘」という編題の下に、作者は『水經注』を引用して「冠蓋里」の命名を説明し、また『冠蓋里銘』全文を摘録している。しかし、「漢李尤『圍棋銘』、馬衍『車銘』』という編題の場合、單に「『藝文類聚』李尤『圍棋銘』、馬衍『車銘』『杖銘』……」と記し、銘文を収録していない。こうした銘文は、すでに『藝文類聚』に引用され、しかも『藝文類聚』も類書であり、比較的簡單に調べられるため、ここでは繰り返し引用しないのである。

最後に、もう一つ『玉海』の特徴を挙げておきたい。それは、宋代の典制や故事を特に重視している點である。『玉海』に引用される「國史」は、現在ほとんど散逸しているため、『玉海』は、宋代の歴史を研究する上で、貴重な資料を數多く提供している。元代の胡助は、

『玉海』天下奇書也、經史子集、百家傳記、稗官小說咸采摭焉。其爲書也、至顯而至微、至精而至密、至高而至深、至博而至約、凡天地山川、古今事物、道德性命、律曆制度、文章禮樂、刑政兵農食貨、靡不畢備……。

といい、元代の李桓も、

是書網羅天下之見聞、包括古今之故實、將使學者覽之得以施諸用。

と言う。李桓は、『玉海』はその内容が豊富かつ重要と考え、「博既難矣、博而要者尤難」と指摘している。こうした評論は、全てが正しいとは言えないが、少なくとも先人は『玉海』をかなり高く評價していたと言えよう。

三 特定テーマに基づいた資料の集成

特定テーマに基づいた資料の集成とは、ある分野の問題を説明するため、関連資料を決まった形式に沿って配列する

ことである。宋代における資料の集成には、基本的に二つの形式がある。一つは、原書をばらばらにし、新しい要求に應じて関連資料を選び、類似する他書の資料と一緒に編次する形式。もう一つは、原書をばらばらにせず、完全、或いはほぼ完全な形で諸書を編次する形式である。前者は徐夢莘『三朝北盟會編』を、後者は確庵・耐庵『靖康稗史』を代表として擧げることができる。

『三朝北盟會編』は、原名を『三朝北盟集編』といい、南宋の孝宗五（一一七八）年に完成した。『三朝北盟會編』は、靖康の變に影響を受けて編集され、主に、徽宗・欽宗・高宗三代と、女眞が建てた金王朝との關係に関する記載を収録している。「起政和七年（一一一七）登州航海通虜之初、終紹興三十二年（一一六二）逆亮犯淮敗盟之日、系以日月。以政、宣爲上帙、靖康爲中帙、建炎・紹興爲下帙、總名『三朝北盟會編』、盡四十有六年（原注：紹興三十年の事跡を缺く）、分二百五十卷^{（注二七）}」といった内容と構成で、上帙は二十六卷、中帙は七十四卷、下帙は百五十卷である。注目すべき點は、わずか一年四ヶ月の靖康について、中帙が七十四卷という紙幅を割いていることである。ここから、この書物が重視する點が窺える。

『三朝北盟會編』の題材は、廣範にわたっている。徐夢莘は、靖康の變について、「縉紳・草茅傷時感事、忠憤所激、據所聞見、筆而爲記錄者、無慮數百家……于是取諸家所說及詔・敕、誥・書・疏・奏議・記傳・行實・碑志・文集・雜著、事涉北盟者、悉取詮次^{（注二七）}」と述べている。

靖康の事件に関する書物の収録が、『三朝北盟會編』の中心である。徐夢莘がこうした書物を重視した理由は、「縉紳」や「草茅」に關係なく、出典としてゐるからである。彼らの記録は、大部分が自ら體驗した出來事であり、確實に第一級資料の性質を備えている。例えば、馬擴『茆齋自序』、趙良嗣『燕雲奉使總錄』は、それぞれ、彼らが宣和、政和年間に使節として女眞に赴き、雙方が連合して梁を滅ぼすという計畫を立てた具體的な情況を記録しており、當時の歴史

を研究する上で、重要な價值を持つている。また、李綱『靖康傳信錄』は、自分が宰相として軍隊、人民を率いて汴京を防衛した情況や宰相を辭任した經緯を詳細に記載しており、史料の價值は明らかである。また、『靖康被虜皇族記』は、主に、徽宗・欽宗およびその眷屬が捕虜として北遷した情況を記している。こうした情況について、『宋史』は觸れることができないため、補史的役割を擔える事は明らかであろう。徐夢莘が書前に記した引用書目だけを見ても、こういった著述は七、八十種類以上あり、高い史料の價值を持つている。特に、こうした記載は、作者が異なり、體驗した出來事も異なり、しかも事態を觀察、評論する角度も異なるため、記載は「各有所同異、事有疑信」^(註二七)であるが、編者は、まさしくこの點を重視している。どんな記載にも、筆者の傾向があるため、互いに「參考折衷」^(註二八)してこそ、「其實自見」^(註二九)が可能であるという。徐夢莘が全力で、このように多くの著作を収集したことは、まさしくその史實考證の作用を重視している。

政府の公文書と臣下の上奏文は、いずれも歴史的產物である。或いは、靖康の變の證據とも、靖康の變の產物とも言える。ただし、こうした公文書と臣下の上奏文は、具體的な事件に對して發せられているため、局地的情況のみを反映しており、靖康の事件の全體像を示すことはできない。したがって、こうした政府の公文書と臣下の上奏文は、上述した諸家の專錄に取って代わることはできず、單に、こうした專錄を補足・注釋できるだけである。この意味から言えば、徐夢莘が、こうした資料を『三朝北盟會編』全體の第二位に置いてるのは適切である。もちろん、ここで言う第二位とは、單に、『三朝北盟會編』に引用される數量と順序を指しており、資料的價值が諸家の專錄より低いという意味ではない。實際、政府の公文書と臣下の上奏文は、最も信頼できる第一級資料であり、具體的な歴史事件と直接に關係している。したがって、こうした歴史事件を敘述する上で、このような資料を全文、或いは一部分引用する價值は、きわめて大きい。まず、事件が確かに發生し、作り話ではないことを證明する。次に、事件を研究する上で最も基本的かつ

信頼できる資料を提供し、ここから、事件の本来の姿を探求することができる。例えば、靖康二年二月、金人は、趙氏を廢して張邦昌を立てようとしたが、秦檜は、「申金人狀」で、それに反対し、趙宋の存續を望んだ。一見すると、秦檜はまるで趙宋の功臣のようであるが、その文章を精讀すると、以下の數點がわかる。

①秦檜がこのようにした理由は、「非特忠其主也、且明兩朝之利害耳」であること。

②秦檜は、「天生南北之國、方域至異也」と公言し、さらに「……欲滅遼以取燕雲之地……乃欲邀功業以兼人之地……」と述べ、南北は「方域至異であるため」、燕雲は取るべきではないことを明示している。

③張邦昌は適任ではないと考え、「若付以土地使主人民、英雄必盡起而誅之、非特不足以代宋、亦不足爲大金屏翰矣」と述べている。

これを見ると、秦檜の「申金人狀」は、宋に忠實なように見えるが、実際には、完全に金人に迎合した自白書であり、彼が中華の分裂を主張し、金人の「屏翰（重臣）」に甘んじていたことを露呈している。この資料から、後に彼やその家族が金人に釋放され、南宋において二十數年執政した理由が窺える。

また、靖康元年二月、欽宗は、金兵に城下に迫られ、中山・河間・太原三鎮を金人に與える詔を下した。その理由は「朕以宗廟社稷所系甚大、遂割三鎮以尋勸盟」であった。また「爾等守臣、體豫至意」^(注三七)と要求し、素直に受け渡した。

しかし、三月になると、金兵が撤退したため、欽宗は形勢を見誤り、改めて、「祖宗之地尺寸不可與人……誓當固守、朕不忍陷此三鎮以偷頃刻之安……」^(注三十一)という詔を下した。このような一貫しない政策により、再度、金兵に城下に攻め込まれ、最終的に北宋が滅亡するに至った。この二つの詔書を見ると、靖康の變が生じた必然性がわかる。そこには、金人が強大という要素も、宋王朝が無能という要素もあり、この二つの要素が結び付いた結果は、歴史の論理に合っている。

徐氏は、重要人物に関わる傳記・行實・碑志・雜著などを、引用上、第三位に置いている。何故なら、こうした資料の大部分には、固有の限界性が存在し、また程度は異なるが、周知の通り、自贊的な要素が存在するからである。ただし、こういった資料は、やはり、ほぼ完全に個人の一生を概述しており、個人を研究する上で参考すべきもので、ひいては、ある歴史事件の細部についても、補足的作用を果たすことができる。したがって、徐氏がこうした資料を先の二類の下に置いているのは、きわめて適切である。

上述した三つの資料のほか、徐氏は、梁や金の状況を主に記した專書、例えば『亡梁錄』・『金虜圖經』・『金虜節要』なども引用しており、非常に参考にすべき価値を持っている。

陳樂素氏の一九三六年の調査によれば、『三朝北盟會編』の引用文献は計百三十八種、そのうち、引用されているが引用書目に記されていないものは十九種、書目には見えるが引用されていないものは十二種あり、ここから、徐氏の収集の豊富さがわかる。

資料の集成である『三朝北盟會編』は、資料の引用・使用において、以下の點に注意する必要がある。

① 其辭則因元本之舊

「因元本之舊」を辭すとは、原文を忠實に摘録し、修正やほかの變更を行わないことである。古人の引用文献は、記憶に頼ることが多いため、引用文献には、「省改（省略・改正）」が多かった。或いは、その大意のみを引用しており、文章が原書と合っていないことが多かった。この點を鑑み、徐氏は、わざわざ、「其辭則因元本之舊」^(注三十二)と明記している。これは、資料集成の明らかな表れの一つと言える。

② 其事則集諸家之說

資料の集成であるため、記述は一學派の說を主とせず、閱覽に便利なよう、諸家の記載を網羅し、一つ一つ書き出し

ている。具體的には、『三朝北盟會編』は、編年體を採用し、まず、何年何月何日、何が起きたか記し、次に、關連資料を順に引用している。例えば、卷二四宣和七年十二月「十日丁未、幹離不陷燕山府」條は、『陷燕錄』・『北征紀實』・沈瑄『南歸錄』・『秀水閑居錄』・張匯『金虜節要』などの關連する記載を順に引用している。「其事則集諸家之說」^(注二十三)は、資料集成の大きな特徴である。

③ 不私爲去取

「不私爲去取」とは、自分の好惡により選擇して拔粹、省略するのではなく、客觀的かつ漏らすことなく忠實に關連資料を引用することである。個人の見解によって關連資料を勝手に取捨しないというこのような方法は、「不敢私爲去取」^(注三十四)であり、資料の集成、資料の引用において従うべき原則の一つと言える。

④ 不妄立褒貶

「不妄立褒貶」とは、引用する諸記載を品評せず、ただ客觀的に羅列することである。例えば、卷一八、金の太祖・阿骨打の數人の息子に關する記載は、順に『松漠記聞』・『神麓記』・『金虜節要』・『金國太祖實錄』を引用している。しかし、資料を客觀的に羅列するだけで、その是非について、論斷や評論を行っていない。このような方法は、讀者の先入觀を取り除くことができ、さらなる公平な判斷に役立つ。「不敢妄立褒貶」^(注三十五)も、資料集成の特徴の一つである。

以上の四條は、資料集成の特徴であり、資料集成の具體的な文獻集錄の原則でもある。資料の集成と、他書に違いがあると言うなら、その違いは、まさしくここにある。

すでに述べた通り、『靖康稗史』は、もう一つの資料集成の形式を代表している。この形式の最大の特徴は、原書を完全に、或いはほぼ完全に収録している點、しかも全體的に言えば、収録する資料について、量よりも質を重視している點である。こうした特徴は、『靖康稗史』の特徴を分析さえすれば、はっきりとわかる。

『靖康稗史』は、七書を収録している。それは、『宣和乙巳奉使金國行程録』・『益中人語』・『開封府狀』・『南征錄匯』・『青宮譯語』・『呻吟語』・『宋俘記』である。そのうち、後ろの五書は、確庵という人物が南宋の孝宗の隆興二（一一一六）年に編纂・校訂した『同憤録』の下帙である。残念ながら、『同憤録』は世に傳わらず、一世紀以上経った度宗の咸淳三（一二六七）年、耐庵という人物が臨安の顧氏宅で、この稿本を發見したとき、上帙は跡形もなかった。耐庵は、下帙の内容を見て、「上帙當是靖康閏月（注三十七）前事」と推測している。つまり、宋の都汴京が金人により陥落する以前の出来事である。そのため、耐庵は、『同憤録』の下帙を基盤に、前者二書を補足して「靖康禍亂始末備已」（注三十七）として、『靖康稗史』と改名した。

『靖康稗史』に収録される七つの資料のうち、一番目の『宣和乙巳奉使金國行程録』は、使者は金が兵を移動し南方侵攻の準備を急ぐ様を目撃したけれども、宋の皇帝は自他ともに欺き、「敢妄言邊事者流三千里、罰錢三千貫、不以赦（注三十八）蔭減」と詔を下したという靖康の變以前の宋・金の關係を敘述している。これは、靖康の災禍は必然的に發生する運命にあり、靖康の變が起きた原因をはっきり示している。二番目から四番目までの『益中人語』・『開封府狀』・『南征錄匯』は、汴京が陥落し、金人が金銀、婦女などを略奪する様子を記している。五番目から七番目の『青宮譯語』・『呻吟語』・『宋俘記』は、徽宗と欽宗・皇后・諸妃・諸王子・諸王妃など皇室宗族が捕らわれて北遷する情況と北遷後の情況を記している。この七書を通觀すれば、確かに「靖康禍亂始末備已」である。

徐夢莘が示した資料集成の四條の原則と對比すると、其の一「其辭則因元本之舊」は、もちろん問題はない。何故なら、『靖康稗史』は完全、或いはほぼ完全に原書を収録し、決して文字を削除しないからである。其の二「不私爲去取」と其の四「不妄立褒貶」も、問題はない。何故なら、『靖康稗史』は諸書を収録するとき、編者の按語を加えることなく、ただ資料を並べているからである。其の二「其事則集諸家之說」だけは、少々異なる。主な相違點は、『靖康稗史』

は、「集諸家之説」ではないが、決して一學派の言を主とせず、立場も觀點も明らかに異なる代表的な二學派の説を選択していることである。靖康の變について言えば、交戦しているのは宋と金だから、宋人と金人の見方は確實に異なる。記載上の偏向を克服するため、編者は、資料を選択するとき、宋・金雙方の同類の著作を選ぶようにしている。例えば、汴京陥落の経緯について、編者は、宋人の韋成が編集した『益中人語』と金人の李天民が編集した『南征録匯』を選んでいる。徽宗・欽宗二帝と皇室宗族の北遷および北遷後の情況についても、宋人が書いた『呻吟語』と金人が書いた『宋俘記』を選び、その點をはっきり現している。ここで注意したいのは、宋人にせよ金人にせよ、靖康の経緯に関する著述は、決して『靖康稗史』が収録する七書だけではないことである。この七書は、同じような著述の中から選ばれたにすぎない。この意味から言えば、後者のタイプの集成は、実際には選編であり、諸家の説を記すことに拘ることなく、詳しさを長所としている。また、原著を別々にすることなく、完全、或いはほぼ完全な形で原著の長所を収録している。

【原注】

- (注一) 『玉海』卷五四
(注二) 羅燁『醉翁談錄』
(注三) 『玉海』卷五四
(注四) 『通志』藝文略藝文類
(注五) 『太平廣記』卷首
(注六) 『冊府元龜考据』
(注七) 『冊府元龜考据』
(注八) 『玉海』卷五四
(注九) 『冊府元龜考据』
(注十) 『玉海』卷五四
(注十一) 『冊府元龜考据』
(注十二) 『玉海』卷五四
(注十三) 影印『冊府元龜』序
(注十四) 影印『冊府元龜』序
(注十五) 『宋大詔令集』卷一五〇
(注十六) 影印『冊府元龜』序
(注十七) 進注『事賦類』狀
(注十八) 邊惇德『事賦類』序
(注十九) 『記纂淵海』序
(注二十) 『四庫全書總目』卷百三十五
(注二十一) 『宋史』王應麟傳
(注二十二) 『至正直記』・『四明厚儒』
(注二十三) 元刻『玉海』序
(注二十四) 徐夢莘『三朝北盟會編』序
(注二十五) 『三朝北盟會編』卷三十六
(注二十六) 『三朝北盟會編』卷四十三
(注二十七) 徐夢莘『三朝北盟會編』序
(注二十八) 徐夢莘『三朝北盟會編』序

(注三十六、三十七) 『靖康稗史』序
(注三十八) 『宣和乙巳奉使金國行程錄』結尾段